山口市猫よけ器(超音波発生装置)貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、猫による糞尿等の被害を受けている市民に対して、猫よけ器(超音波を発生させることにより、猫を遠ざける効果を有する器具をいう。以下同じ。)を試用として貸し出すことにより、被害の軽減及び市民の所有地又は借地の自己管理意識の醸成を図ることを目的とする。

(貸出しの対象)

- 第2条 猫よけ器の貸出しの対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
- (1) 市内に存する自己の所有地又は借地に猫よけ器を設置し、猫による糞尿等の被害を防止し、又は軽減しようとする者
- (2) 猫よけ器の貸出しを受けた場合に、猫よけ器について良好な管理を行うとともに、 近隣の生活安全上支障がない方法で使用しようとする者
- 第3条 猫よけ器の貸出しを受けようとする者は、猫よけ器(超音波発生装置)借用書(別記様式)を市長に提出し、猫よけ器の貸出しを受けるものとする。

(貸出期間及び貸出回数)

- 第4条 猫よけ器の貸出期間は、貸出しを受けた日から15日以内とし、原則1世帯1回までとする。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りではない。 (貸出台数及び使用場所)
- 第5条 猫よけ器の貸出台数は、1世帯2台までとし、その使用場所は、貸出しを受けた者(以下「借受者」という。)の市内の所有地又は借地とする。

(貸出料)

第6条 猫よけ器の貸出しは、無料とする。ただし、猫よけ器の稼動に際し、必要な電池等にかかる費用に関しては、借受者の自己負担とする。

(借受者の責務)

- 第7条 借受者は、次の各号に掲げる義務を履行しなければならない。
- (1) 猫よけ器を善良な管理者の注意義務をもって管理すること。(使用上の注意事項の厳守も含む。)
- (2) 猫よけ器を承認を受けた目的以外に使用しないこと。
- (3) 猫よけ器の権利を譲渡し、又は猫よけ器を転貸しないこと。
- (4) 猫よけ器を滅失又はき損しないよう使用すること。
- (5) 猫よけ器を使用した後は、清掃すること。
- (6) 貸出期間を厳守すること。
- (7) その他市長が指示した事項

(返環)

- 第8条 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに猫よけ器を市に返還 しなければならない。
- (1) 猫よけ器の貸出期間が経過したとき。
- (2) 第2条に規定する貸出しの要件を満たさなくなったとき。

(損害賠償)

- 第9条 借受者の責めに帰すべき理由により、猫よけ器を損傷し、又は滅失したときは、 借受者は、市長が相当と認める額を弁償しなければならない。ただし、市長がやむを得 ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。
- 2 猫よけ器の使用により、借受者が被った損害及び借受者が第三者に与えた損害に関しては、借受者がその責任を負うものとする。

(市長の指示)

第10条 市長は、借受者に対し、猫よけ器の貸出しについて必要な指示をすることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年12月1日から施行する。 (施行期日)
- 1 この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

別記様式(第3条関係)

猫よけ器(超音波発生装置)借用書

年 月 日

山口市長 様

申込者:住 所

氏 名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、 記名押印してください。

電話番号(-)

山口市猫よけ器(超音波発生装置)貸出要綱第3条の規定により、猫よけ器の貸出し を受けたいので、以下のとおり申し込みます。

貸出しを希望す る期間		年	月	日	~	年	月	日	
猫よけ器の 設置予定場所	山口市								

なお、借用にあたっては、以下の事項を誓約します。

- (1) 善良な管理者の注意義務をもって猫よけ器の管理に努めます。 (使用上の注意事項の厳守も含む。)
- (2) 猫よけ器を承認を受けた目的以外には使用しません。
- (3) 猫よけ器の権利の譲渡、又は猫よけ器の転貸は行いません。
- (4) 猫よけ器を滅失又は損傷しないよう使用し、誤って滅失又は損傷した場合は市長が相当と 認める額を弁償します。
- (5) 猫よけ器を使用した後は、清掃し返却します。
- (6) 貸出期間を厳守します。
- (7) 猫よけ器の使用に起因して生じた諸問題は自身の責任において解決するように努めます。
- (8) その他市長が指示した事項を遵守します。

※市記入欄

本人確認書類:申込者の「現住所」が「発行者により正しく記載」されたもの

・運転免許証 ・健康保健証 ・その他(

貸出の可否: 可 否

貸出期間: 年月日~ 年月日

猫よけ器番号:

